

# 児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護 重要事項説明書

あなたに対するサービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

## 1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 桜里音福祉会
所在地	徳島県鳴門市撫養町南浜字蛭子前西 92-1
電話番号	088-685-3458
代表者氏名	理事長 木内 正弘
設立年月	平成 18 年 2 月 20 日

## 2. 利用施設

事業所の名称

(事業所番号)

障害支援センター桜

(3650200029) (3610200218)

事業所の所在地

徳島県鳴門市里浦町里浦字坂田 432-43

連絡先

電話番号 088-686-5706

ファックス 088-677-8075

管理 者

施設長 永露 壽子

サービス管理責任者

児童発達支援管理責任者

各 1

サービスの実施地域

鳴門市、徳島市、松茂町、北島町、藍住町、板野町、

石井町の全域

定 員

20

うち、児童発達支援及び放課後等デイサービス 10

(9:30~12:30まで 5名・13:30~16:30まで 5名)

生活介護 10

開設年月日

平成 20 年 12 月 1 日

## 3. 運営方針

運営方針	<ul style="list-style-type: none"><li>利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービス及び障害児通所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること、その他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供するものとする。</li><li>利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めるものとする。</li><li>地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。</li><li>前 3 項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令 171 号）及び児童福祉法に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。</li></ul>
------	--

## 4. サービス提供職員の職種、員数及び職務内容

児童発達支援及び放課後等デイサービス

**職種**  
**員数及び職務内容**

**管理者**

- 1名 (常勤) 施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。  
児童発達支援管理責任者  
1名 (常勤) 障害児通所支援サービスの提供にかかるサービス管理を行うものとする。

**指導員**

**保育士**

生活指導及び生活訓練に関する業務に従事する。

2

(常勤 1名を含む)

**調理員**

1名 調理に従事する。

**運転手**

1

送迎に係る運転業務に従事する。

**生活介護**

<b>職種</b>	<b>員数及び職務内容</b>
管理者	1名 (常勤) 施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
サービス管理責任者	1名 (常勤) 障害福祉サービスの提供にかかるサービス管理を行うものとする。
医 師	1名 (嘱託) 定期的及び緊急時の診療及び健康管理を行う。
看護職員	診療の補助及び看護並びに利用者、職員の保健衛生管理に従事する。
生活指導員	生活指導及び生活訓練に関する業務に従事する。 2名 (常勤 1名を含む)
調理員	1名 調理に従事する。
運転手	1名 送迎に係る運転業務に従事する。

**5. サービス提供の内容**

**(1) 介護給付費及び障害児通所給付費（以下「介護給付費等」という。）対象サービス内容**

<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援</li> <li>・放課後等デイサービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活における基本的動作の訓練</li> <li>・集団生活適応訓練</li> <li>・個別指導</li> <li>・日常生活支援に関する内容（日常生活全般に常時支援を要する全身性障害児に対して、日常生活支援を行う）</li> <li>・前各号に掲げるサービス等に附帯する相談、助言等</li> </ul>
<p><b>生活介護</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援（食事は希望者に限る。）</li> <li>・軽作業等の生産活動や創造的活動の機会の提供</li> <li>・身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援</li> <li>・その他利用者の支援に関する事</li> </ul>

**(2) 介護給付費等対象外サービス内容**

<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援</li> <li>・放課後等デイサービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供に要する費用（日額・実費） 300円</li> <li>・日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担いただくことが適當と認められるものの実費</li> </ul>
--	--

生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>創作活動又は生産活動に係る材料費となる実費</li> <li>日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担いただくことが適當と認められるものの実費</li> <li>送迎に係る費用（片道おおむね20km未満） 250円</li> <li>食事の提供に要する費用（日額・実費） 300円</li> </ul>
------	---

#### 《営業日及び営業時間》

##### 営業日

- 児童発達支援及び放課後等デイサービス
  - ：月曜日～土曜日までとする。  
ただし、国民の祝日及び、年末年始を除く。
- 生活介護
  - ：月曜日～金曜日までとする。  
ただし、年末年始を除く。

##### 営業時間

- 児童発達支援及び放課後等デイサービス
  - ：午前9：30～午後12：30・午後1：30～午後4：30
- 生活介護
  - ：午前10：00～午後3：00

### 6. 利用料金

#### (1) 介護給付費等対象サービス内容の料金

介護給付費等によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）から家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を引いた額が障害児通所給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を事業者にお支払いいただきます（利用者負担額といいます）。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

#### (2) 介護給付費対象外サービス内容の料金

上記「5. サービス提供の内容（2）介護給付費対象外サービス内容」の項目を  
ご参考ください。

#### (3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の前日までに当事業所までお申し出ください。

尚、サービス利用日の前日までに申出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

### 7. 個人情報保護について

利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

### 8. 緊急時における対応方法

職員は、障害福祉サービスの提供を行っているときに、入所者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかにあらかじめ定めた協力医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

### 9. 苦情解決

利用者から、提供されたサービス等につき苦情の申し出があった場合、施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者またはその家族に報告するものとする。

苦情受付担当者：西大條 孝枝 苦情解決責任者：永露 壽子

連絡先：障害支援センター桜（088-686-5706）徳島県運営適正化委員会（088-611-9988）

第三者委員：瀬戸 省三、島田 美和子

### 10. 協力医療機関

医療機関の名称

医療法人 緑会 小川病院  
医 師

小川 裕子  
所 在 地  
徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜 99 番地  
電 話 番 号  
(088)686-2322

1 1. 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (4) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

1 2. 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

以上、説明を受けました。

平成 年 月 日

署名 \_\_\_\_\_ 印